

第8 麻薬・向精神薬・覚醒剤

1 業種別麻薬取扱者数の推移

業種別		年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
麻薬取扱者	家庭麻薬製造業者		2	2	2	1	1
	麻薬卸売業者		30	31	31	32	31
	麻薬小売業者		1,382	1,387	1,390	1,392	1,395
	麻薬管理者		449	462	474	471	477
	麻薬施用者		6,191	6,106	6,156	6,291	6,211
	麻薬研究者		60	66	59	58	54
	計 a		8,114	8,054	8,112	8,245	8,169
けし・大麻取扱者	けし栽培者		0	0	0	0	0
	けし研究者		0	0	0	0	0
	大麻栽培者		0	0	0	0	0
	大麻研究者		6	7	8	7	8
	計 b		6	7	8	7	8
合計 (a + b)			8,120	8,061	8,120	8,252	8,177
麻薬診療施設	病院		225	226	225	225	223
	一般診療所		1,191	1,178	1,177	1,188	1,183
	歯科診療所		8	8	7	7	6
	飼育動物診療施設		157	159	156	153	253
	計		1,581	1,571	1,565	1,573	1,665

(注) 各年の12月31日現在の数である。

2 麻薬取扱者立入検査結果の推移

業種別		年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
対象業務所数	a		3,060	3,064	3,056	3,059	3,154
立入検査実施数	b		922	1,036	1,139	1,135	1,009
実施率 (%)	b/a		30.1	33.8	37.3	37.1	31.9
違反業務所数	c		52	87	91	134	105
違反率 (%)	c/b		5.6	8.4	8.0	11.8	10.4

(注) 各年の12月31日現在の数である。

3 保健所等別麻薬取扱者及び免許施設数

(令和2年12月31日現在)

事項	麻薬取扱者 (a)										けし・大麻取扱者 (b)					麻薬診療施設				
	家庭麻薬製造業	麻薬卸売業	麻薬小売業	麻薬管理業者	医師	歯科医師	獣医師	小計	麻薬研究者	計	耕作者	研究者	栽培者	大麻研究者	計	病院	一般診療所	歯科診療所	動物診療所	計
西部	0	0	69	22	306	3	5	314	0	405	0	0	0	0	0	12	56	0	17	85
西部広島	1	0	74	27	219	2	8	229	2	333	0	0	0	0	0	11	59	1	8	79
西部呉	0	4	141	49	580	7	19	606	4	804	0	0	0	0	0	26	111	0	18	155
西部東	0	3	105	39	327	0	14	341	1	489	0	0	0	0	0	20	76	0	27	123
東部	0	5	139	39	471	5	17	493	9	685	0	0	0	3	3	23	114	1	37	175
東部福山	0	6	226	93	876	4	53	933	11	1,269	0	0	0	1	1	41	176	1	55	273
北部	0	3	49	13	190	1	4	195	0	260	0	0	0	0	0	9	42	0	26	77
県保健所計	1	21	803	282	2,969	22	120	3,111	27	4,245	0	0	0	4	4	142	634	3	188	967
業務課	0	0	0	195	2,969	61	70	3,100	27	3,332	0	0	0	4	4	81	549	3	65	698
広島市保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	592	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	31	1,395	477	5,938	83	190	6,211	54	8,169	0	0	0	8	8	223	1,183	6	253	1,665

※ 平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

4 保健所等別麻薬等免許申請件数

令和2年度

事項	保健所等											総計
	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	薬務課				
麻薬施用者免許証	139	105	281	167	222	439	77	1,457			2,887	
麻薬管理者免許証	10	15	24	14	20	45	8	96			232	
麻薬小売業者免許証	38	39	72	56	68	101	22	340			736	
麻薬卸売業者免許証	0	0	1	3	4	6	1	5			20	
麻薬研究者免許申請	0	1	0	0	6	3	0	5			15	
麻薬取扱者免許証再交付	0	1	0	2	1	0	0	6			10	
覚醒剤施用機関指定	0	0	0	0	0	0	0	0			0	
覚醒剤研究者指定	0	0	1	0	2	1	0	2			6	
覚醒剤原料取扱者指定	0	0	0	0	0	1	0	2			3	
覚醒剤原料研究者指定	0	1	0	0	0	2	0	2			5	
覚醒剤等取扱者指定証再交付	0	0	0	0	0	0	0	0			0	
向精神薬卸売業者免許申請	0	0	0	0	0	0	0	0			0	
向精神薬小売業者免許申請	0	0	0	0	0	0	0	0			0	
向精神薬試験研究施設設置者登録申請	0	0	0	0	0	1	0	0			1	
向精神薬営業者免許証再交付	0	0	0	0	0	0	0	0			0	
向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付	0	0	0	0	0	0	0	0			0	
大麻研究者免許申請	0	0	0	0	0	1	0	5			6	
大麻研究者登録事項変更届	0	0	0	0	0	0	0	0			0	
計	187	162	379	242	323	600	108	1,920			3,921	

7 麻薬関係事犯

区 分		28年	29年	30年	令和元年	令和2年
麻薬及び向精神薬取締法	件数	3	4	7	4	2
	人員	2	4	6	2	2
大麻取締法	件数	40	40	60	44	83
	人員	22	32	41	24	57
あへん法	件数	0	0	0	0	0
	人員	0	0	0	0	0
薬機法 (指定薬物)	件数	25	18	9	0	2
	人員	13	7	3	0	2

(注1) 数値は県警察本部分である。(30年, R2年の数値は広島県健康福祉局分を含む。)

(注2) 薬器法=医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律。

8 麻薬廃棄届・事故

(1) 件数

区分 (年)	廃棄届	事故				
		計	内容			
			盗難	滅失	所在不明	その他
28年	553	67	0	54	2	11
29年	608	86	0	65	5	16
30年	647	96	1	75	5	15
令和元年	673	124	0	91	10	23
令和2年	762	125	0	95	6	24

(2) 保健所等別廃棄届・事故件数

(令和2年)

保健所 区分	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	薬務課	広島市	計
	廃棄届	23	33	71	41	97	150	28	86	233
事故届	9	2	4	1	7	22	16	60	4	125

※平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

9 麻薬卸売業者における麻薬譲渡量の推移

(単位 g)

	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
アヘン	1678.1	1,371	1,033.5	1,194.5	1,233.2	1,850	2,150
モルヒネ	5,201.64	5,008.48	4,883.66	4,841.25	4,361.45	3491.1	3,411.45
エチル モルヒネ	0	0	0	0	0	0	0
コデイン	4,827	4,271	3,786	3,618	3,450	3,406	2,333
ジヒドロ コデイン	0	5	0	0	0	0	5
オキシコドン	11,686.58	11,923.4	12,154.08	11,827.43	10,074.88	10755.125	9,914.475
オキシ メデパノール	11.4	12.6	6.6	4.6	1.4	2.8	2
ヒドロ モルフォン				41.08	245.06	714.52	983.82
コカイン	45	55	70	65	80	80	60
ペチジン	1,853.2	2,032.2	2,074.15	2,111.2	2,079	2173.6	2,048.95
フェンタニル	794.2754	785.1004	762.3333	777.5338	812.3783	693.22691	655.3441
レミ フェンタニル	146.485	148.79	151.38	155.21	169.505	180.715	177.1
メサドン	39.3	71.4	38.6	82.8	54.6	30.8	70.6
タベンタ ドール	105	944	1,763	1,893	2,208	2339	2,855
ケタミン	1,279.55	1,305.7	1,219.3	1,257	1,157.7	1238.2	1214.7

※ 各製剤に含まれる麻薬含有量をそれぞれ合計したもの

10 麻薬中毒者

(1) 麻薬中毒者通報届出状況

区 分	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
医師	0	0	0	0	0
検察官	0	0	0	0	0
警察官	0	0	0	0	0
麻薬取締官	0	0	0	0	0
麻薬取締員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 麻薬中毒者の状況

(令和2年)

観察指導の対象としている者												県外転出者	死亡・帰国者	社会復帰者
所在の明らかな者				所在不明の者				計						
第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計			
			0				0				0	0	0	0

1.1 麻薬・覚醒剤乱用防止運動

令和2年10月1日から11月30日までの2か月間「広島県麻薬・覚醒剤乱用防止運動実施要領」に基づき、この運動を実施した。運動の実施結果は次のとおりである。

(1) 広報啓発運動

市町発行の広報紙等による広報活動並びに広島県薬物乱用防止指導員、一般社団法人広島県医師会、公益社団法人広島県薬剤師会、広島県配置医薬品連合会及び広島県製薬協会等の協力を得て県民に対して本運動の趣旨の徹底を図るとともに、ポスター、リーフレット、立看板、懸垂幕、有線放送等による広報媒体を活用し、本運動の趣旨の普及徹底を図った。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、街頭キャンペーンについては実施や参加を見送った。

○ ポスター（厚生労働省作成）	2,500枚
○ ポスター（県作成）	2,840枚
○ パンフレット（厚生労働省作成）	2,500枚
○ パンフレット（県作成）	45,000枚
○ 健康祭等での啓発	1か所
○ 懸垂幕・横断幕・ノボリ等掲示	1か所
○ 広 報 誌 等	13市町
○ 講習会・研修会	15か所（受講者3,204人）
○ ビデオテープ等の貸し出し	9回

(2) 一斉立入検査の実施

麻薬・覚醒剤等取扱施設に対して一斉立入検査を実施し、麻薬・覚醒剤等の適正な取扱いの指導監督を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、規模を縮小して実施した。

1 2 不正大麻・けし撲滅運動

令和2年4月1日から6月30日までの3か月間この運動を実施した。

市町、(一社)広島県医師会及び(公社)広島県薬剤師会等から広報誌、各機関紙による広報活動の協力を得るとともに県教育委員会に対して学童に対する啓発指導を依頼した。

また講習会等出席者に対する啓発活動を実施した。

さらに、保健所、警察署等を通じ、大麻・けしの見分け方のポスター・リーフレットを配布するとともに不正・自生けし等の指導取締りを実施した。

○ポスター 762枚

○リーフレット 5,538部

○チラシ 2,780枚

○不正けし 0本

○自生けし 65,657本

○自生大麻 0本

★ 大麻・けし不正栽培状況

(1) 大麻不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書・説諭等	計
28					0
29					0
30					0
令和1					0
令和2					0

(2) けし不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書・説諭等	計
28					0
29					0
30					0
令和1					0
令和2					0

15 向精神薬事故

(1) 件数

	滅失	盗難	所在不明	その他	計
28年	0	0	0	0	0
29年	0	0	0	0	0
30年	2	1	1	12	16
令和元年	0	0	0	8	8
令和2年	0	0	2	0	2

(2) 保健所等別事故件数

	西部			西部東	東部	福山	北部	薬務課 ※1	広島市保健所 ※2	計
		広島	呉							
28年	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0
29年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30年	0	3	0	0	5	1	0	0	7	16
令和元年	0	2	0	1	0	1	0	0	4	8
令和2年	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2

※1 薬務課の管轄は、平成29年4月1日より、広島市に一部権限移譲したため、広島市内の向精神薬試験研究施設、病院、診療所、飼育動物診療施設である。

※2 広島市保健所の管轄は、平成29年4月1日より、広島市内の向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者（みなし含む）である。

16 覚醒剤等取扱者

(1) 覚醒剤等取扱者数の推移

区 分		28年	29年	30年	令和元年	令和2年
指定を要するもの	覚醒剤 施用機関	国の指定	2	1	1	1
		県の指定	0	0	0	0
	覚 醒 剤 研 究 者	14	14	15	14	14
	覚醒剤原料取扱者	39	39	41	41	40
	覚醒剤原料研究者	8	8	7	7	10
	計	63	62	64	63	65
指定が不要なもの	薬 局	1,617	1,616	1,610	1,605	1,594
	病 院 ・ 診 療 所	4,359	4,448	4,439	4,430	4,413
	飼育動物診療所	290	311	312	314	294
	計	6,266	6,375	6,361	6,349	6,301
合 計		6,329	6,437	6,425	6,412	6,366

(2) 保健所等別覚醒剤・覚醒剤原料取扱者数

(令和2年)

区分	保健所等 業種別	政令市										計				
		西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	広 島 市	呉 市	福 山 市						
指定を要するもの	覚醒剤 施用機関											1			1	
	県の指定															0
	覚醒剤研究者				3							8	2	1		14
	覚醒剤原料取扱者			1		5	6				4	12	5	7		40
指定が不要なもの	覚醒剤原料研究者										2	2	4			10
	計	0	3	0	5	9	0	4	0	31	53	666	141	243		1,594
	薬局	79	88	10	115	168	31	53	31	666	141	243	141	243		1,594
	病院・診療所	213	252	33	296	361	66	148	66	2,011	397	636	397	636		4,413
飼育動物診療施設		17	18	2	27	37	8	4	8	113	21	47	21	47		294
	計	309	358	45	438	566	105	205	105	2,790	559	926	559	926		6,301
	合計	309	361	45	443	575	105	209	105	2,812	569	938	569	938		6,366

19 薬物事犯

(1) 覚醒剤事犯の推移

区分	28年	29年	30年	R1年	R2年
件数	186	186	200	194	225
人員	127	127	131	145	154

(注) 数値は麻薬等事犯状況報告による(警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分)。

(2) 大麻事犯の推移

区分	28年	29年	30年	R1年	R2年
件数	67	67	61	51	83
人員	47	55	43	35	57

(注) 数値は麻薬等事犯状況報告による(警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分)。

20 薬物乱用対策実施状況

(1) 広島県薬物乱用対策推進本部会議及び幹事会議開催状況

開催年月日(会議名)	開催場所	議題
令和2年5月 (幹事会議)	書面開催	(1) 令和元年度広島県薬物乱用対策実施結果について (2) 令和2年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について (3) 令和2年度広島県薬物乱用対策推進本部会議の書面開催について
令和2年6月 (本部会議)	書面開催	(1) 令和元年度広島県薬物乱用対策実施結果について (2) 令和2年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について

(2) 薬物乱用防止等運動の実施

広島県薬物乱用対策推進本部会議において決定した「令和2年度広島県薬物乱用対策推進要領」に基づき関係行政機関・団体との連携を図り、薬物乱用防止啓発活動を実施した。

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施

協賛6機関・団体、後援48団体の協力を得て、令和2年6月20日から7月19日までの間、薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の啓発活動及び国連募金を実施した。

○ 実施した主なイベント

(4) 626ヤング街頭キャンペーン

新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、実施を見送った。

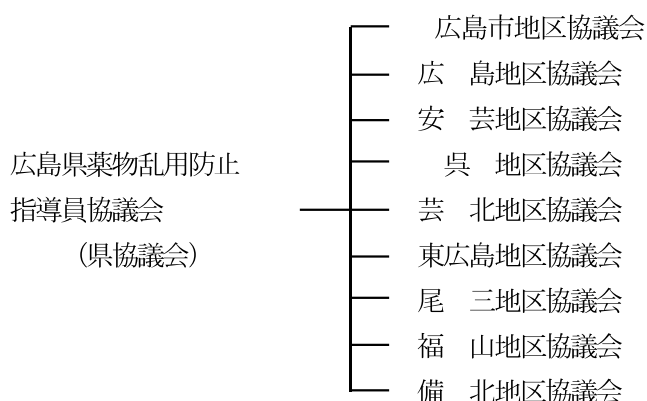
(5) 広島県薬物乱用防止指導員の活動

平成14年8月から指導員を県内全域に配置し、9地区に地区協議会を設置した。

各指導員の連携を図り、地域に密着した啓発運動を各地区協議会において各種啓発活動を実施し、地域住民に対して薬物乱用の恐ろしさを周知した。

○ 薬物乱用防止教室実施状況：128回 14,861人受講

内訳：小学校	63回,	2,925人受講	中学校	30回,	5,251人受講
高校	25回,	5,939人受講	大学	3回,	587人受講
その他	6回,	159人受講			



	広島市	広島	安芸	呉	芸北	東広島	尾三	福山	備北	計
薬剤師	12	4	3	6	3	6	6	10	2	52
保護司	40	7	4	13	3	7	10	16	4	104
更生保護女性会会員	17	4	1	7	3	4	5	8	2	51
少年補導協助手員	12	2	2	2	1	1	2	2	2	26
暴力監視協助手員	6	1	0	2	0	1	2	2	0	14
ライオンズクラブ	18	4	1	2	1	1	8	6	2	43
民生委員・児童委員	8	4	1	3	1	2	2	4	1	26
青少年健全育成推進員	14	2	4	2	6	3	5	3	6	45
PTA役員	8	1	1	1	1	1	1	1	1	16
計	135	29	17	38	19	26	41	52	20	377

(人)

※令和3年3月31日現在

(6) 薬物専門講師の養成

新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、薬物専門講師講習会の開催を見送った。

(7) 薬物相談の窓口の設置

ア 保健所等覚醒剤等薬物相談窓口

保健所・支所等 20 か所に薬物乱用防止の相談窓口を設置して地域住民からの相談に応じた。

イ 県立総合精神保健福祉センターにおける相談窓口

県立総合精神保健福祉センターに医師等の専門スタッフによる相談窓口を設置し、薬物依存・中毒者の社会復帰の促進を図るとともに、薬物依存者の家族に対して家族教室を開催し、薬物依存者の回復を支援する方法について指導した。

(8) 薬物相談事業推進連絡会議の開催

薬物相談窓口を有する 40 機関による、相談・指導業務のネットワーク化を図るため、開催した。

○ 薬物相談事業推進連絡会議等開催状況

開催日	開催方法	議題
令和3年1月28日	書面開催	1 薬物乱用対策の現状等について 2 広島県依存症治療拠点機関としての取組内容等について 3 広島県依存症専門医療機関としての取組内容について 4 関係機関の取組状況等について

(9) 青少年薬物乱用防止対策事業の実施

青少年に対する学校・家庭ぐるみの薬物乱用防止教育・啓発活動を推進した。

- 小・中・高校生、専門学校生及び大学生のための薬物乱用防止講習会

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	122	14,702
保健所等職員	5	482
計	127	15,184

※ 指導員等：薬物乱用防止指導員，薬物専門講師等

- 小学生・中学生・高校生の保護者対象薬物乱用防止教室
なし

(10) 講習会の開催

各種団体の会員等に対して麻薬等の適正な使用・管理を周知するとともに、薬物乱用の弊害等について講習を行った。

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	6	159
保健所等職員	7	320
計	13	479

※ 指導員等：薬物乱用防止指導員，薬物専門講師等